売店等募集要領

土浦駐屯地

売店等募集要領

１　概　要

　　茨城県稲敷郡阿見町青宿１２１－１に所在する陸上自衛隊土浦駐屯地において、隊員及び来訪者等の利便性を確保するため、クリーニング取次（以下「売店等」という。）の設置及び経営の業者等を次に記載する諸条件に従い、募集する。

２　応募資格

　　本事業に応募することができる業者等は、次に掲げる条件を満たす者とする。

(1) 全省庁統一資格又は同等の資格を有する者

(2)　業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(3)　業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(4)　業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(5) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(6)　業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(7)　暴力団又は暴力団員及び第７号から第１０号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

３　設置する施設の所在地及び名称

(1)　所在地

茨城県稲敷郡阿見町青宿１２１－１

(2)　名　称

陸上自衛隊土浦駐屯地「厚生センター」

４　設置条項

(1)　設置方法

国有財産法（昭和２３年法律第７３号）第１８条第６項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2)　設置業種及び店舗数

　　 クリーニング取次店　　１店舗

(3) 使用許可期間等

ア　令和６年８月１日～令和１１年３月３１日

ただし、必要に応じ５年を越えない期間で更新することができる。

※使用開始日は、国有財産使用申請の許可がおりた日以降とする。

　　イ　売店等の設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

(4)　その他

仕様書のとおり。

５　応募手続き等

(1)　申請書等の提出

設置を希望する者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。

なお、提出された書類は、返却しない。

　　ア　提出書類

　　 (ｱ)　申請書　１部

別紙第１のとおり。

　　 (ｲ)　関係書類　各２５部

　　　　　ａからｎの事項については、必ず記載又は資料を添付すること。

　　　　ａ　企画提案書

　　　　　　別紙第２のとおり。

ｂ　主な価格表

別紙第３のとおり。

　　　　ｃ　営業日及び営業時間

ｄ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

　　　　ｅ　省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

　　　　ｆ　衛生管理方法

　　　　ｇ　クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

　　　　ｈ　精算方法（レジ（現金）、券売機、電子マネー、プリペイドカード等）

　　　　ｉ　陸上自衛隊土浦駐屯地における営業方針

　　　　ｊ　会社概要

ｋ　その他のアピールポイント

　　 (ｳ)　企画提案書附属書類　各２５部

　　　　　販売商品カタログ、店内レイアウト、その他企画提案書の具体的資料等

　　 (ｴ)　その他関連書類　各１部

　　　　　公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次に掲げる関連書類を併せて提出すること。

　　　　 a　業務確約書

　　　　　　別紙第４のとおり。

　　　　 b　戸籍抄本

(a)　法人である業者にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部照明書又は現在事項全部証明書）

(b)　発行後３か月以内のもの

　　　　 c　営業経歴書

　　　　　　会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されたもの。これらの内容が記載されたパンフレット等でも可

d　財務諸表

(a)　個　人

直近の（申請日直前１年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書

　　　　　(b)　法　人

　　　　　　　 直近の（申請日直前１年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、

決算報告書等

　　　　 e　直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

　　　　　　発行後３か月以内のもの

　　　　　(a)　個人

　　　　　　　 その３の２

　　　　　(b)　法人

　　　　　　　 その３の３

　　　　 f　会社概要（任意様式、パンフレット可）

　　　　 g　印鑑証明書

　　　　 h　都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ。）

i　誓約書

　　　　　　別紙第５のとおり。

　　　　 j　役員名簿

　　　　　　別紙第６のとおり。

　　 （注）全省庁統一資格を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ　書類審査の結果、関係書類の不備又は応募資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とし、じ後、通知する。

　　ウ　提出先

　　　　〒３００－０３０１　茨城県稲敷郡阿見町青宿１２１－１

　　　　陸上自衛隊武器学校総務部厚生課厚生班

　　電話番号　０２９－８８７－１１７１　内線（５２１）

エ　提出期限

　　　　令和６年４月１８日（木）午後１時まで。

　　オ　提出要領

　　　　提出する書類は、日本工業規格Ａ列４番を使用し、Ａ列４番より大きな用紙を使用する場合には、Ａ列３番を用いること。

なお、これにより難しい場合又はパンフレット等の冊子を参考に添付する場合にあっては、この限りではない。また、ホッチキス止めとし、簡単な装丁をする。

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、無効又は失格とする。

　　ア　提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

　　イ　提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

　　ウ　提出書類等に虚偽の記載があった場合

　　エ　審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

　　オ　その他、違反と認められる場合

(3) 提案書類変更の禁止

提案書類の変更（修正、差替え、削除、追加）を禁止する。

６　選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者を候補者とする場合がある。

７　選考結果等

(1) 決定年月日

令和６年５月２４日（金）

(2)　結果通知要領

業者決定について文書等により通知する。

９　業者決定後の提出書類

　　売店等の経営の業者として決定された者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1)　提出書類

国有財産使用許可申請書

(2)　提出先

申請書等の提出に同じ。

(3)　提出期限

令和６年５月３１日（金）午後１時まで。

10　問い合わせ先

　　〒３００－０３０１

茨城県稲敷郡阿見町青宿１２１－１

　　陸上自衛隊武器学校総務部厚生課厚生班

電話番号：０２９－８８７－１１７１（内線：５２１）（ＦＡＸ：５３９）

※　土日祝日を除く平日の午前９時から午後５時まで

11　その他

　　この募集要領に定めない事項については、陸上自衛隊武器学校総務部厚生課の指示によるものとする。

別紙第１

申　請　書

令和　　年　　月　　日

　陸上自衛隊

　武器学校長　殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名 印

法人・個人の別　　　　　 法人・個人

担当者氏名：

電　　　話：

Ｆ　Ａ　Ｘ：

　茨城県稲敷郡阿見町青宿１２１－１に所在する陸上自衛隊土浦駐屯地において、売店等を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

　なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

　〈申請を行う業種〉

|  |  |
| --- | --- |
| 業　種 | 場　　所 |
|  |  |

注１：１店舗ごとにつき、１部提出

注２：商号、代表者、担当者名にフリガナを、申請印は登録印を使用

別紙第２

企画提案書

会　社　名：

設置希望業種：

設置希望場所：

|  |
| --- |
| １　主な販売予定商品・販売価格表（別紙第３） |
| ２　営業日及び営業時間  (1)　平　　日  　　　営業時間：  (2)　土日祝日  　　　営　　業：　　有　・　無  　　　営業時間： |
| ３　従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（２００字以内） |
| ４　省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（２００字以内）  　　※環境物品等の調達の推進に関する基本方針に対する考え方を含む。 |
| ５　衛生管理方法（２００字以内） |
| ６　クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（２００字以内） | |
| ７　精算方法（レジ（現金）、券売機、電子マネー、プリペイドカード等）  （２００字以内） | |
| ８　陸上自衛隊土浦駐屯地における営業方針（２００字以内） | |
| ９　会社概要  (1)　本社所在地  (2)　設立年月日  (3)　資本金  (4)　従業員数  (5)　店舗数  (6)　売上高 | |
| 10　その他のアピールポイント（２００字以内） | |

別紙第３

主な価格表（クリーニング取次）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 価格 | 市中価格 | 種別 | 価格 | 市中価格 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

　　※　消費税込みの価格を記載する。

別紙第４

業 務 確 約 書

令和　　年　　月　　日

　陸上自衛隊

　武器学校長　殿

　「陸上自衛隊土浦駐屯地における売店等の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名 印

法人・個人の別　　　　　 法人・個人

担当者氏名：

電　　　話：

Ｆ　Ａ　Ｘ：

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用

別紙第５

誓約書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記第１項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第２項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第３項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第１項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局への情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む｡)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう｡以下同じ。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう｡）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ｡）であるとき。

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、別紙第６により変更後速やかに役員名簿を提出します。

２　公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

３　警察への通報等

(1)　貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2)　前項による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1　社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2　政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊

武器学校長　殿

令和　　年　　月　　日

住所又は所在地

氏 名又は名 称

別紙第６

役員名簿

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 商号又は氏名 | |  | | | |
| 所在地 |  | | | | |
| 役職名 | フリガナ  氏　名 | | 生年月日 | 性　別 | 住　所 |
|  |  | |  |  |  |
|  | |
|  |  | |  |  |  |
|  | |
|  |  | |  |  |  |
|  | |
|  |  | |  |  |  |
|  | |
|  |  | |  |  |  |
|  | |
|  |  | |  |  |  |
|  | |
|  |  | |  |  |  |
|  | |
|  |  | |  |  |  |
|  | |
|  |  | |  |  |  |
|  | |
|  |  | |  |  |  |
|  | |

仕　様　書

土浦駐屯地

仕様書（その１）

１　業務件名

　　陸上自衛隊土浦駐屯地における売店等の設置及び経営

２　業務内容

　　売店等の設置及び経営の業務

３　相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊武器学校長（以下「甲」という。）が決定する。

４　国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可の取り消し、又は変更することがある。

ア　国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。

イ　丙が自己都合による業務の解除をするとき。

　　ウ　国において使用物件を必要とするとき。

　　エ　丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

オ　丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ　丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ　丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク　丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(4)　使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。なお、現状回復には、前業者が設置し、引き継いだ壁紙、その他の備品等の撤去を含む。

５　丙の資格

　　丙は、以下の条件を満たしていること。

(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できる　　こと。

(3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

(4) 本仕様書及び仕様書（その２）の全記載事項を遵守できること

６　国有財産使用料

　　丙は、乙に売店等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

なお、国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

７　光熱水料

　　丙は、国有財産使用料とは別に、甲が算定した本業務に要する光熱水料（電気、上下水道、ガス）を負担しなければならない。また、毎月甲の指定した日時及び場所に光熱水料を持参して支払うものとし、指定した日時に納金しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

８　業務期間

　　令和６年９月１日～令和１１年３月３１日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、５年を越えない期間で国有財産の使用許可を更新することにより延長ができる。

売店等の設置、撤去等に要する期間は上記期間に含めるものとする。

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

９　費用負担

　　本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

　　丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11　管理責任

(1) 丙は、自らの責任において売店等を管理し、火災、盗難等の予防及び適正な保全の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。

丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の現状回復を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。

(2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。

(3) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(5)　丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

(6)　施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

12　衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

13　情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報保全（書面等をもって甲等が丙に提供した情報及びに施設内並びにそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）、個人情報の保護を遵守し、これら本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2)　丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を採らなければならない。

(3)　丙は、本契約の解除又は中断した場合、本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報(丙が作成した複製物を含む。)）を甲に返還し、又は甲の指示に従って当該媒体の廃棄、記録の消去等の措置を講じなければならない。

14　損害賠償

丙は、債務不履行の場合、その他業務に関する義務に違反した場合及びその他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15　自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除するときは、甲の指示に従い解除することができる。

16　業務仕様

(1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、　　企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。

(2) 丙は、本業務の遂行に当たり、甲の担当職員の指示に従うこと。

(3) 丙は、商品等の搬出入における入門のための手続き要領及び駐屯地内の立入制限・車両の速度制限等については、甲の担当職員の指示に従うこととし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。

(4)　丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。

(5)　丙は、茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成１７年３月２４日）に基づき環境への負荷の少ない自動車等の使用、自動車等の効率的な使用に努めること。

(6)　売店等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行にあたっては、担当職員の指示に従うこと。

(7)　丙は、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。

(8)　丙は、乙が計画した防災訓練について、甲の指示に基づき参加すること。

(9)　丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。なお、丙は、停電作業等が原因で使用機器及び商品等の損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。

(10)　丙は、販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲等の指示に可能な限り従うものとする。

(11) 丙は、営業許可が必要な商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。

(12) 丙は、商品の瑕疵（かし）等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

(13) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。

(14)　丙は、空調設備の運転、温度調節等は、国の基準によるものとする。

６

(15) 丙は、売上金額を翌月１０日までに、また会計年度における本業務に関　　する収支計算書を翌年５月末日までに担当職員に提出すること。

(16)　丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。

(17)　丙は、商品に重大なトラブルが発生した場合には、甲の担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（売店等の営業停止を含む。）に従わなければならない。

(18)　丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。

(19)　丙は、本仕様書、仕様書（その２）に記載されている遵守事項に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。

(20)　丙は、決定業者に対する説明での遵守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び督促しても支給提出しない場合も含む。）は、次回以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。

(21)　売店等の設置に当たり、首都直下型地震等の大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。

(22)　本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び丙の間で協議する。

17　情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき開示するものとする。

18　仕様の細部

各店舗等の仕様の細部は、仕様書（その２）のとおり。

19　その他

　　この公募に応募がなかった場合には、原則として防衛省共済組合が公募を

　行う。

仕様書（その２）

１　募集業種

クリーニング取次店

２　設置場所

　　厚生センター１階

３　国有財産使用許可面積

２８．９４㎡

４　国有財産使用料

丙は、乙に売店等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払こと。

５　光熱水料

使用料が発生する場合は、国有財産使用料とは別に徴収する。

６　営業日、営業時間等

(1)　営業日

土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く、週３日（月・水・金）を基準とする。

(2)　営業時間

　　　 午前１２時から午後１時までの１時間を基準とする。

(3)　その他

　　　 前記営業日及び営業時間は基準であり、企画提案書による提案を可とする。

７　販売品目及びサービス

　　クリーニング取次

８　その他の営業条件

国の行事、緊急時等は、国が使用することとし、詳細についてはその都度　別途協議する。

　なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。また、既に納付した国有財産使用料の返金は一切しないものとする。